

◆区割り、区の名称・町名、本庁舎の位置に関する質問と回答

⇒区割り・区の名称の詳細については、こちらの資料「特別区制度（案）」をご覧ください

質 問	回 答																														
Q1) 区割り・区の名称はどうなるのか。どのような考え方できめたのか。	<p>・特別区制度（案）では、特別区の区数は財政基盤の安定化を考慮して4区とし、淀川区、北区、中央区、天王寺区を設置することとしています。</p> <p>・こうした区割りについては、新たに設置する特別区の間で、財政状況を可能な限り均衡化することや、将来の人口格差を概ね2倍以内とする等を基本的な考え方として策定しています。</p> <p>・区の名称については、極力簡潔なものとし、「方角・位置」、「地勢等」をもとに定めています。</p>																														
Q2) 特別区設置後に区割りを変更可能なのか。その場合の手続きはどのようなになっているのか。	<p>・区割りについては、大都市制度（特別区設置）協議会においてこれまで協議が重ねられた結果、地域コミュニティ等を踏まえつつ、特別区間の財政の均衡や人口バランスを重視したものを特別区制度（案）としてお示ししています。</p> <p>・特別区の設置後に区割りを変更するための手続きとしては、関係する特別区間において協議を行い、地方自治法第281条の四に基づき、関係する特別区の議会の議決を経て、特別区長が知事に変更申請を行い、知事は府議会の議決を経て、総務大臣に報告することとなります。</p> <p>・しかしながら、隣接する特別区間で合意を得ることが必要となるため、区割り変更はかなり難しいものと考えています。</p>																														
Q3) 町名はどうなるのか。	<p>・現在の特別区制度（案）でお示している「町名の取扱ルール（案）」をもとに、町名素案を作成し、住民の皆さんの意見を踏まえて、特別区の設置の日までの間に大阪市長が定めることとしています。</p> <p style="text-align: center;"><b>特別区制度(案)における「町名の取扱ルール(案)」</b></p> <p>現在の行政区の名称は、住民の皆さんにとって愛着があることから、その取扱いには十分に配慮し、一定のルールに基づいて町名に反映します。</p> <p><b>原則</b> <u>新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1102 1380 1837 1498"> <thead> <tr> <th></th> <th>市区名</th> <th>行政区名</th> <th>町名</th> <th>街区符号</th> <th>住居番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>大阪市</td> <td>■ ■ 区</td> <td>○○町×丁目</td> <td>×番</td> <td>×号</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>△△区</td> <td>-</td> <td>■ ■ ○ ○ 町 × 丁目</td> <td>×番</td> <td>×号</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>例外</b> 次の場合は、現在の行政区名を挿入しません。</p> <p>(例外1) ①特別区名と同一となる現在の淀川区・北区・中央区・天王寺区 ②方位と混同されやすい西区</p> <table border="1" data-bbox="1102 1632 1837 1736"> <thead> <tr> <th>現在の町名</th> <th>取扱ルール(案)の原則では</th> <th>例外適用後の町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 北区 池田町 ② 西区 九条</td> <td>・北区 北池田町 ・中央区 西九条</td> <td>・北区 池田町 ・中央区 九条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例外2) ③行政区名と町名が連続する場合 ④漢字表記が連続する場合</p> <table border="1" data-bbox="1102 1810 1837 1914"> <thead> <tr> <th>現在の町名</th> <th>取扱ルール(案)の原則では</th> <th>例外適用後の町名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ 住之江区 住之江 ④ 港区 港晴</td> <td>・中央区 住之江住之江 ・淀川区 港港晴</td> <td>・中央区 住之江 ・淀川区 港晴</td> </tr> </tbody> </table>		市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号	変更前	大阪市	■ ■ 区	○○町×丁目	×番	×号	変更後	△△区	-	■ ■ ○ ○ 町 × 丁目	×番	×号	現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名	① 北区 池田町 ② 西区 九条	・北区 北池田町 ・中央区 西九条	・北区 池田町 ・中央区 九条	現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名	③ 住之江区 住之江 ④ 港区 港晴	・中央区 住之江住之江 ・淀川区 港港晴	・中央区 住之江 ・淀川区 港晴
	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号																										
変更前	大阪市	■ ■ 区	○○町×丁目	×番	×号																										
変更後	△△区	-	■ ■ ○ ○ 町 × 丁目	×番	×号																										
現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名																													
① 北区 池田町 ② 西区 九条	・北区 北池田町 ・中央区 西九条	・北区 池田町 ・中央区 九条																													
現在の町名	取扱ルール(案)の原則では	例外適用後の町名																													
③ 住之江区 住之江 ④ 港区 港晴	・中央区 住之江住之江 ・淀川区 港港晴	・中央区 住之江 ・淀川区 港晴																													
Q4) 町名はどのように決定するのか。	<p>・町名は、特別区の設置の日までの間に、「町名の取扱ルール（案）」をもとに作成した町名素案について住民の皆さんのご意見をお聴きした上で、大阪市長が決定することとなっています。</p> <p>・その際の住民の皆さんへの意見聴取の手法等については、住民投票後の設置準備期間中に検討することとしています。</p> <p>・なお、町名の検討状況については、大阪市会に報告し議論いただくことを考えています。</p>																														
Q5) 運転免許証や国民健康保険証などの住所変更手続きをしないといけないのか。	<p>・住民の皆さんにできる限り手続きをしていただく必要がないよう関係機関と調整します。</p> <p>・これまでの市町村合併の事例では、公的な住居表示の変更手続きのうち、運転免許証や国民健康保険証等について必要はありませんでしたが、設置準備期間中において、可能な限り手続きが不要となるよう調整します。</p>																														
Q6) 特別区の本庁舎の位置は、どうなるのか。どのような考え方で決めたのか。	<p>・本庁舎の位置の基本的な考え方は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北区については、行政機能の集約が可能であるとともに、都心部にあり複数の鉄道アクセスを有し、住民の皆さんにとって最も便利である、現大阪市本庁舎（中之島庁舎）を本庁舎とします。</li> <li>○淀川区、中央区、天王寺区については、以下の考え方を基本としています。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①本庁舎として不可欠な機能の集約が可能</li> <li>②地方自治法の規定を考慮（住民からの近接性、交通の利便性、都市の中心性）</li> </ul> </li> </ul> <p>・本庁舎の位置の詳細については、こちらの資料をご覧ください。</p>																														